きりん通信No.114

発行:きりん人事労務管理事務所
5
2025

〒333－0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904･905
TEL 048-423－2395　FAX 048-423-2394
URL　：https://www.sr-kirin.jp/
e-mail：kirin@sr-kirin.jp

2025 年(令和 7 年)5 月号

チェック　「賃上げ支援助成金パッケージ」令和 7 年度予算における賃上げ支援のための助成金

厚生労働省では、生産性向上（設備・人への投資等）、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援することとしています。令和 7 年度予算における賃上げ支援のための助成金を「賃上げ支援助成金パッケージ」として取りまとめ、専用ページにおいて公表しました。

このパッケージで取上げられている助成金 【 】は令和 7 年度予算

① キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）【６３３億円】
② 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
③ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【１３７億円】
④ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）【３５億円】
⑤ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【５億円】
⑥ 働き方改革推進支援助成金【９２億円】
⑦ 人材開発支援助成金【５４２億円】
⑧ 業務改善助成金【１５億円】

コラム　構造的な賃上げを定着させるため三位一体の労働市場改革

令和 7 年 4 月 23 日、「第 33 回　新しい資本主義実現会議」が開催されました。

三位一体の労働市場改革は、以下の三つの柱を言いますが、これは**構造的な賃上げ定着**のための改革です。

①リ・スキリングによる能力向上支援
②個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入
③労働移動の円滑化

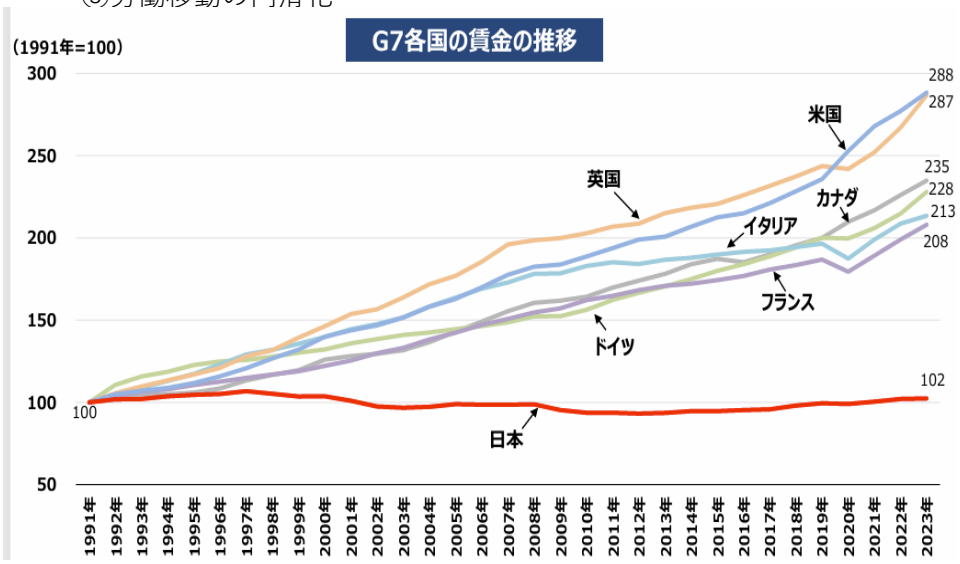

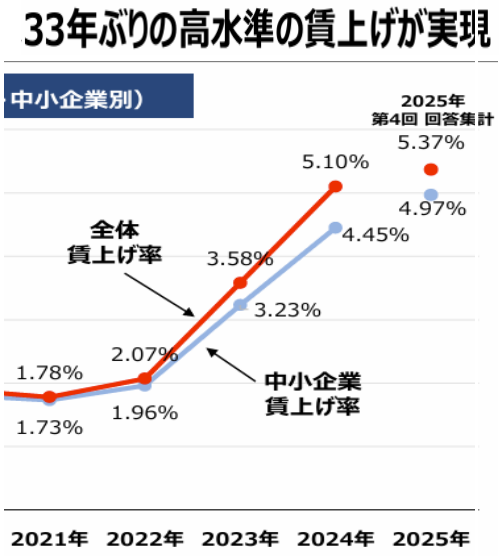

このグラフを見る限り、日本人の賃金がずっと低迷（安定）していることがよく分かります。物価も安定していれば、それはそれで安定した世の中かもしれませんが、物価が急激に上昇する今、実質賃金は下がり続けてしまっています。強行的とも思える政策によって、2022 年から日本は急激な賃金上昇が始まっていますが、そこに追い付く生産性向上、価格転嫁を実現していく事ができるか否かが、中小企業にとって重要です。

詳しくは、きりんＨＰからこの政策の全容をご確認下さい。**https://sr-kirin.jp/news/20250506001**

法改正　令和7年度税制改正大綱が修正されて　税制改正関連法が成立

毎年１２月に公表される税制改正大綱は、例年ほぼそのまま内容で３月頃に国会の審議を経て決定されてきました。今年は異例の流れで、公表された改正大綱が修正され成立しました。

大綱では「１２３万円の壁」でしたが、「１６０万円の壁」となりました。

＜令和6年以前＞

給与所得控除 55万円

基礎控除 48万円

合計103万円

＜令和7年以後＞

給与所得控除 65万円

基礎控除 95万円

合計160万円

基礎控除　５８万円 ＋３７万円（上乗せ特例措置）＝**９５万円**

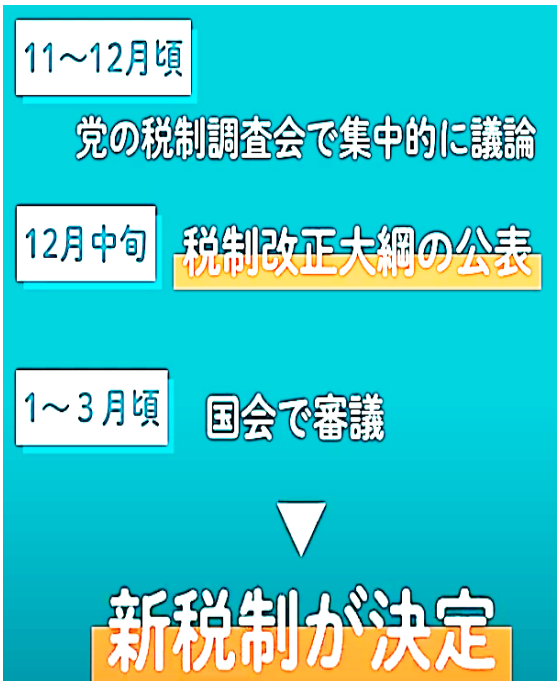

折角給料を上げても、勤務時間を延ばしても、手元に残るお金が増えなければ意味がありません。

「収入の壁」と言われるものは、様々な局面がありますが、始まりの壁は以下のとおりです。

自身に課税される壁は、**１０６万円住民税**、**１６０万円所得税**の壁です。※住民税は自治体により差異があります

また、自身が世帯主等の税扶養に入り、世帯主等の税軽減ができるか否かの壁が、**一般の１２３万円**と、**特定・特別の１５０万円**です。１５０万円の壁は、超えても段階的な措置となります。

ですが、結局一番大きな壁は、社会保険の扶養となれるか否かの**１３０万円の壁**です。５１人以上の企業に勤めている方は**１０８万円**以上で自身が社保加入となります。

（６０歳以上・障害者の方は**１８０万円**）

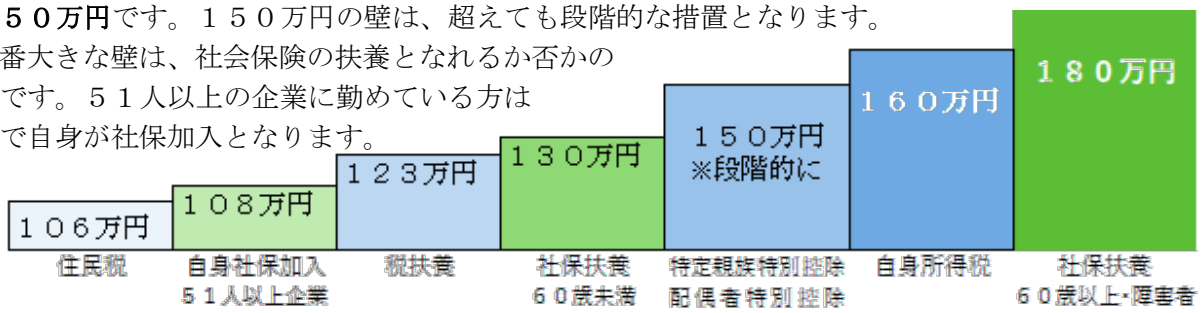

以上が、始まりの壁となりますが、高収入の終わりの壁というのもあります。所得が**２０００万円**を超えると住宅ローン控除が受けられなくなったり、**２５００万円**を超えると基礎控除がゼロになったり。終わりの壁。たった１円超えただけで、住宅ローン控除がなくなるのは痛いですね。

1,000 円着服で退職金 1,200 万円全額不支給　おどろきの最高裁判決

最近、退職金制度導入のご相談が大変増えています。退職金の本来の役割は、長年会社の為に人生を費やしてくれた従業員が定年を迎え退職するとき、残っている住宅ローンがあれば完済できて、安心できる人生設計に役立てたいものです。一方、給料とは違い、退職金には会社が「不支給要件」を設定することができます。会社に対して背信行為のあった従業員には払いたくない、と思われると思いますが、実際には退職金不支給についても、「不合理」は許されないという裁判例が多いとお伝えしてきました。

令和７年４月17日、最高裁の判決で、市営バス運転手が乗客の運賃を**1,000 円着服したことを理由に退職金 1,200 万円全額不支給**とすることを適法とされました。個人的には非常に驚きの判決です。市の条例で定められた退職金不支給処分。民間であれば就業規則・退職金規程です。就業規則には会社の思いをしっかり組み込んでいきたいと、改めて感じる判例でしたので、ご紹介します。詳しくは、きりんＨＰにも掲載しています。

◆史記・南越列伝の名言◆　禍福は糾える縄の如し（かふくは　あざなえる　なわのごとし）◆◆◆

古代インドでは、人生を４つのステージに区切る四住期という考えがあるそうです。学生期、家住期、林住期、遊行期。このうち 50 歳から 75 歳にあたる林住期(リンジュウキ)を辿って知った言葉が今月の名言です。禍と福は、織りなして表裏であるという意味。いいときも仰け反らず、悪い時も落胆せず、今をそれなりに、楽しもう。というのが私流の解釈です。

ところで、私は今が林住期。どうりで仕事が楽しくて仕方ないはずだと、納得してしまいました。林住期、ご存じない方は是非調べてみて下さいね。